

補聴器の購入費を 助成します

四万十町高齢者補聴器購入補助事業



上限5万円

耳が聞こえにくくなり、日常生活に支障をきたしている中等度難聴の高齢者の方を対象に、補聴器購入の費用を助成します。

申請できる方 下記の要件をすべて満たしている方



非課税世帯で
65歳以上



聴力レベル (片耳)が
40-70デシベル未満



耳鼻科医師による
補聴器購入意見書
の交付あり



聴覚障害による
身体障害者手帳
の交付なし



町税等を完納

助成額 補聴器本体の購入に係る費用1/2のうち**上限5万円**

- ☑ 片耳、両耳どちらでも申請は可能ですが、**助成は1回限り**です。
- ☑ 補聴器本体以外の費用 (付属品・修理、メンテナンス等) は、**対象外**になります。
- ☑ 医師による証明を得るための医療機関の受診費用 (受診料・検査料・文書料等) は、**自己負担**になります。

手続きの詳細は裏面へ▶

お問い合わせ先 四万十町役場 高齢者支援課 (中野 未歩) ☎0880-22-3900

手続きの流れ

① 役場で申請書類をもらう

四万十町役場 本庁舎 : 高齢者支援課 西庁舎1階 (JR窪川駅側)
興津出張所
大正・十和地域振興局: 町民生活課

💡 申請書をお渡しする前に税務情報の確認を行います。

② 耳鼻科を受診し、 補聴器購入補助金交付意見書を作成してもらう

💡 受診時に「補聴器購入より治療を優先した方がいい」、「障害者手帳を取得できる状態である」等の助言を受けた場合は、医師の指示に従ってください。

③ 補聴器販売事業所に補聴器購入補助金交付意見書を持参し、 見積書を作成してもらう・販売事業所の資格証明書の写しをもらう

💡 見積書は認定補聴器販売事業所・認定補聴器技能者が作成した書類になります。一定期間、補聴器の試聴をした上で見積書が作成されます。

④ 役場に申請書類を提出する

提出書類: 申請書/交付意見書/販売事業所の資格証明書の写し/見積書
提出先: 本庁 高齢者支援課、興津出張所
大正・十和地域振興局 町民生活課

💡 申請書類提出時に耳の聞こえに関するアンケートへのご協力をお願いいたします。

約1週間後

⑤ 役場から交付決定通知書が届く・補聴器を購入する

見積書を作成した補聴器販売事業所にて購入してください。
持参書類: 交付決定通知書の写し/補聴器購入支給券/
代理請求書及び代理受領委任状

💡 申請者の方は、自己負担額分をお支払いください。残りの金額については後日、町が補聴器販売事業所へ支払います。

⚠️ 助成金**交付決定前**に購入した補聴器は、**助成対象外**です。

⚠️ 補聴器を装用してもすぐに聞こえが改善されるわけではありません。
補聴器によって聞こえる音に慣れるための**機器の調整や継続的なトレーニング**
が必要です。補聴器購入販売事業所へ定期的に通い、見てもらいましょう。

⚠️ 重度難聴、高度難聴の方で身体障害者手帳交付の対象となる方は、
「補装具費支給制度」(健康福祉課)の手続きとなります。